議案第10号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に ついて

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年高根沢町条例第3号)の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の概要 について

1 改正理由

人事院規則の改正により不妊治療のための休暇が新設されたことに伴い、本 町においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 特別休暇の追加

「高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」別表第1において定めている特別休暇に、新たに「出生サポート休暇」を追加するものです。

<出生サポート休暇>

○休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認め られる場合

○休暇の付与日数

1年度において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日)の範囲内の期間

○休暇の単位

1日又は1時間

- ○その他
- ・「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる 疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいいます。
- ・「通院等」とは、不妊治療を受けるための医療機関への通院、入院、当該 医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席等をいい、当該通院 や説明会への出席等のための移動を含みます。

(2) 用語表記の整理

別表第1の4の項における「一の年度」を「1の年度」に改め、同表中の 用語の表記を統一します。

3 施行目

令和4年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年高根沢町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前			
別表第1 (第14条関係)		別表第1 (第14条関係)			
休暇の原因	休暇を与える期間	休暇の原因	休暇を与える期間		
(略)	(略)	(略)	(略)		
4 職員が自発的	<u>1</u> の年度において5日	4 職員が自発的	一の年度において5日		
に、かつ、報酬を	の範囲内の期間	に、かつ、報酬を	の範囲内の期間		
得ないで次に掲げ		得ないで次に掲げ			
る社会に貢献する		る社会に貢献する			
活動(専ら親族に		活動(専ら親族に			
対する支援となる		対する支援となる			
活動を除く。)を		活動を除く。)を			
行う場合で、その		行う場合で、その			
勤務しないことが		勤務しないことが			
相当であると認め		相当であると認め			
られるとき。		られるとき。			
(1) 地震、暴		(1) 地震、暴			
風雨、噴火等によ		風雨、噴火等によ			
り相当規模の災		り相当規模の災			
害が発生した被		害が発生した被			
災地又はその周		災地又はその周			
辺の地域におけ		辺の地域におけ			
る生活関連物資		る生活関連物資			
の配布その他の		の配布その他の			
被災者を支援す		被災者を支援す			
る活動		る活動			
(2) 障害者支		(2) 障害者支			
接施設、特別養護		援施設、特別養護			
老人ホームその		老人ホームその			
他の主として身		他の主として身			
体上若しくは精		体上若しくは精			
神上の障害があ		神上の障害があ			
る者又は負傷し、		る者又は負傷し、			

l 				
若しくは疾病に			若しくは疾病に	
かかった者に対			かかった者に対	
して必要な措置			して必要な措置	
を講ずることを			を講ずることを	
目的とする施設			目的とする施設	
であって町規則			であって町規則	
で定めるものに			で定めるものに	
おける活動			おける活動	
(3) (1)及			(3) (1)及	
び(2)に掲げる			び(2)に掲げる	5
活動のほか、身体			活動のほか、身体	<u> </u>
上若しくは精神			上若しくは精神	
上の障害、負傷又			上の障害、負傷に	z
は疾病により常			は疾病により常	
態として日常生			態として日常生	
活を営むのに支			活を営むのに支	
障がある者の介			障がある者の介	
護その他の日常			護その他の日常	
生活を支援する			生活を支援する	
活動			活動	
(略)	(略)		(略)	(略)
6 女性職員が生理	必要と認められる期	6	5 女性職員が生理	! 必要と認められる期
のため勤務しない	間。ただし、2日を超		のため勤務しない	間。ただし、2日を超
ことがやむを得な	えることはできない。		ことがやむを得な	えることはできない。
いと認められる場			いと認められる場	
合			合	
6の2 職員が不妊	1の年度において5日			
治療に係る通院等	(当該通院等が体外受			
のため勤務しない	精及び顕微授精に係る			
ことが相当である	ものである場合にあっ			
と認められる場合	ては、10日)の範囲内			
	の期間			
(略)	(略)		(略)	(略)
				-

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。